

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 紹介手数料

Q : 当社は英会話の学校ですが、開校して間もないため、生徒獲得のため生徒紹介者に対しては手数料を支払うことにしています。

この場合、生徒紹介料は交際費となるのでしょうか。

A : 一定の要件を満たす場合には、情報提供料として取り扱われ交際費にはなりません。

【解説】

客の紹介やあっせんを事業としていないいわゆる素人がたまたま客を紹介した場合に支払われる手数料は、その紹介したことにより当然に請求できるものではなく、紹介を受けた業者が任意に支払う単なる謝礼ですから、原則として、交際費になります。

ただし、客の紹介やあっせんを事業としていない人に支払う謝礼でも、①支払う謝礼があらかじめ契約により定められている（この場合の契約は、謝礼を支払うことを店頭に掲示したり広告したりするような方法でも構いません）、②紹介したりあっせんしたりすることの内容が①の契約に定められていて、しかもその契約どおりに実行されたこと、③謝礼の額が紹介やあっせんの内容からみて妥当であること、といった条件にあてはまる場合には、一種の対価性のある手数料とみられますから、交際費にする必要はありません。

ご質問の場合も、生徒紹介者に対して、手数料を支払うということが貴校において公開されており、それが契約として存在するのであれば、いわゆる情報提供料として取り扱われ、交際費には該当しません。

